

措置通知書

子ども未来部 子ども保健課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 個人情報開示請求において、佐世保市個人情報保護条例第 37 条第 2 項で「個人情報の写しの交付に要する費用（写しの作成及び送付に要する費用を含む。）は、請求者の負担とする。」と規定されているにもかかわらず、定めのない納付書の郵送料を請求者に負担させているものがあった。 ② 養育医療費徴収金において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 20 日より後の日付になっているものがあった。	令和 2 年 9 月 15 日付文書にて請求者にお詫びの文書を送付するとともに、過大に納付されていた額（84 円）の還付手続きについて案内を行い、令和 2 年 10 月 6 日に還付処理が完了しました。 また、情報公開請求に関するマニュアルの順守について課内に周知し、対応時には文責者、決裁権者を含め、複数人で確認を行うよう改善しました。 本件につきましては、財務規則上の規定（納期限の設定）は認識していましたが、期限内に納付が困難な個別ケースとして先方の事情を考慮した納期限設定を行うという誤った判断に起因しています。 そこで、改めて現行規則に沿った運用を行うよう周知徹底を行い、以後の納期限については適切な設定をしています。 今後の再発防止策として、決裁文書内に発送日から納期限までの日数を直接記載するようにし、担当者はもとより文責者、決裁権者等、複数人で見える形での確認を実施することとしました。

措置通知書

子ども未来部 子ども育成課

報告を受けた事項	措置状況
2. 支出事務 ①佐世保市児童健全育成事業補助金において、同交付要綱第7条で「…実績報告書の提出期限は翌年度4月10日まで…」と規定されているにもかかわらず、当該実績報告書に添付されている関係書類の日付が4月10日より後の日付で提出されているものがあった。	佐世保市児童健全育成事業補助金交付要綱第7条の規定の認識不足により、提出期限を超過した日付となっている関係書類を受領していたものです。 今後は、交付要綱の規定内容及び事務処理の手順を再確認し、「補助金交付事務チェックシート」を整備することにより、複数名によるチェック体制を強化するとともに、事務の取りかかり時期を早め、利用者やクラブとの書類のやりとり等にあたり、必要な期間をより確保することなどを通じ、適正な事務処理を行うよう徹底することとしました。

措置通知書

子ども未来部 子ども保健課子ども子育て応援センター

報告を受けた事項	措置状況
3. 契約事務 ① 佐世保市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム運用支援・保守業務委託契約において、受託者に対し情報の取扱いに関する従事者等報告書を提出させるよう契約書（別記2 個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項）で定めているにもかかわらず、提出させていなかった。	受託者に当該報告書を提出させる認識はあり、一度は催促したものの、その後失念していたものです。 令和2年9月4日の定期監査での口頭指摘後に受託者に再度報告書を請求し、令和2年9月10日に受理しました。 今後は、契約事務処理チェックシートにチェック項目を追加し、漏れがないよう適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。 また、情報セキュリティ取組状況の定期的な点検、職員向け情報セキュリティ基礎研修等の全庁的な取組・仕組みの活用等を通じ、部内職員に対する研修を令和2年12月23日に実施することとしました。